

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

目次

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）	1
○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）	9
○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）（抄）	16
○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五十五号）（抄）	16
○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第百五十五号）（抄）	16
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（抄）	17
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	17
○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（抄）	18
○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（抄）	19
○ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（抄）	19

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）

（事業の廃止に伴う措置）

第十二条の六（略）

257（略）

8 製錬事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

9（略）

（指定の取消し等に伴う措置）

第十二条の七（略）

2・3（略）

4 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

558（略）

9 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が前条第八項の原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

（廃止措置実施方針）

第四十三条の三の三十三 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転を開始しようとするときは、当該発電用原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 発電用原子炉設置者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

（発電用原子炉の廃止に伴う措置）

第四十三条の三の三十四（略）

- 2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
- 3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三條の三の三十四第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三條の三の三十四第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の三十四第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三條の三の五第一項の許可は、第四十三條の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）

#### 第四十三條の三の三十五（略）

- 2 旧発電用原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三條の三の二十第一項若しくは第二項の規定により発電用原子炉設置者としての許可を取り消された日又は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

#### 3（略）

- 4 第十二條の七第四項から第九項までの規定は旧発電用原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧発電用原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の三十五第二項」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三條の三の三十四第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第四十三條の三の三十四第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三條の三の三十五第一項」と、「加工事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「第十六條の四の二、第十六條の五及び第二十二條の七の二」とあるのは「第四十三條の三の十四から第四十三條の三の十六まで及び第四十三條の三の二十九」と読み替えるものとする。

（施設定期検査）

- 第四十三條の十一 使用済燃料貯蔵事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて原子力規制委員会規則で定める期間ごとに原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三條の二十七第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

#### 2（略）

（施設定期検査）

- 第四十六條の二の三 再処理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、原子力

規制委員会が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。

## 2 (略)

(事業の許可)

第五十一条の二 次の各号に掲げる廃棄（製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第九号に規定する廃棄施設において行うものを除く。）の事業を行うとする者は、当該各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、これらに含まれる政令で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに政令で定める基準を超えるもの（次号において「第一種廃棄物」という。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「第一種廃棄物埋設」という。）

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて第一種廃棄物以外のもの（第五十一条の二十四の二第一項において「第二種廃棄物」という。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「第二種廃棄物埋設」という。）

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設（以下「廃棄物埋設」という。）その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）

2 前項の規定による第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「第一種廃棄物埋設事業者」という。）は、同項の規定による第二種廃棄物埋設の事業の許可を受けないで、第一種廃棄物埋設施設（第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（廃棄物埋設地及びその附属施設をいう。以下同じ。）をいう。第五十一条の六第一項及び第五十一条の七第一項において同じ。）において第二種廃棄物埋設を行うことができる。

3 第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

### 一 (略)

二 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理設備及びその附属施設（以下「廃棄物管理施設」という。）を設置する事業所の名称及び所在地  
三 六 (略)

(廃棄物埋設に関する確認)

第五十一条の六 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物埋設事業者」という。）は、廃棄物埋設を行う場合においては、その廃棄物埋設施設（第一種廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設を除く。）及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

2 (略)

(設計及び工事の方法の認可)

第五十一条の七 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者(第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める第一種廃棄物埋設施設(以下「特定第一種廃棄物埋設施設」という。)又は政令で定める廃棄物管理施設(以下「特定廃棄物管理施設」という。)の工事に着手する前に、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法(第五十一条の九第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を変更する場合における当該特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設についても、同様とする。

2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の方法を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(使用前検査)

第五十一条の八 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の工事(次条第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。)及び性能について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を使用してはならない。特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を変更する場合における当該特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設についても、同様とする。

2 (略)

(溶接の方法及び検査)

第五十一条の九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃液槽その他の原子力規制委員会規則で定める特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものについては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その溶接につき原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2・5 (略)

(施設定期検査)

第五十一条の十 第一種廃棄物埋設事業者又は廃棄物管理事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定第一種廃棄物埋設施設又は

特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて原子力規制委員会規則で定める期間ごとに原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。ただし、第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）における当該認可を受けた計画に係る施設については、この限りでない。

2 (略)

(廃棄物埋設地の譲受け等)

第五十一条の十九 廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(施設検査)

第五十五条の二 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、政令で定める核燃料物質の使用施設等の工事（次条第一項に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）について原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、当該使用施設等を使用してはならない。その使用施設等を変更する場合における当該使用施設等についても、同様とする。

2 (略)

(保安規定)

第五十七条 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、使用開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・6 (略)

(廃止措置実施方針)

第五十七条の四 使用者は、政令で定める核燃料物質の使用を開始しようとするときは、使用施設等の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2・4 (略)

(使用の廃止に伴う措置)

第五十七条の五 (略)

- 2 使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条第二項において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
- 3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等に伴う措置）

#### 第五十七条の六（略）

- 2 旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十六条の規定により使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

#### 3（略）

- 4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十七条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十七条の五第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

（核原料物質の使用の届出等）

第五十七条の七 核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 製錬事業者が核原料物質を製錬の事業の用に供する場合
  - 二 第六十一条の三第一項の許可を受けた者（第六十一条において「国際規制物資使用者」という。）が国際規制物資である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合
  - 三 放射能濃度又は含有するウラン若しくはトリウムの数量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合
- #### 2（略）
- 3 第一項の規定による届出をした者（以下「核原料物質使用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- #### 4（略）

（特定原子力施設の特例）

第六十四条の四 特定原子力施設については、その実施計画による保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が確保される場合限り、政令で定めるところにより、この法律の規定の一部のみを適用することができる。この場合において、必要な事項は、政令で定め

る。

(許可等についての意見等)

第七十一条 (略)

25 (略)

6 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により原子力規制委員会又は国土交通大臣が処分、届出の受理その他の行為(政令で定めるものに限る。)をした場合における原子力規制委員会、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣への通報その他の手続については、政令で定める。

(国家公安委員会等との関係)

第七十二条 (略)

24 (略)

5 原子力規制委員会は、第三条第一項、第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十條、第四十六条の七若しくは第六十四条の二第三項の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六条の規定により許可を取り消し、第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項、第五十七条の二第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二条の六第八項(第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二合を含む。)若しくは第十二条の七第九項(第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。)の確認をし、第十二条の二第五項(第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は第十二条の三第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十七条の七第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。



- 一 第三条第一項又は第四十四条第一項の指定を受けようとする者
- 二 第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項又は第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者
- 三 第十二条の六第二項若しくは第三項（第十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十四の二第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の七第二項若しくは第四項（二十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十五第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の六第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二條の八第二項、第二十二條の九第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の九第一項若しくは第二項、第四十三條の三の三十二第四項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十三條の二十七第二項、第四十三條の二十八第二項、第四十五條第一項若しくは第二項、第五十条の五第二項、第五十一条の七第一項若しくは第二項、第五十一条の二十四の二第一項、第五十一条の二十五第二項、第五十一条の二十六第二項、第五十七條の五第二項、第五十七條の六第二項又は第六十一条の二第二項の認可を受けようとする者
- 四 第十六条の三第一項、第十六条の四第一項若しくは第四項、第十六条の五第一項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第二十九条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三条の三の十五、第四十三条の九第一項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項、第四十六条第一項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第四十六条の二の三第一項、第五十一条の八第一項、第五十一条の九第一項若しくは第四項、第五十一条の十第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の検査を受けようとする者
- 五 第四十三条の三の十三第三項又は第四十三條の三の十六第四項の審査を受けようとする者
- 六 第十二条の六第八項（二十二条の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の七第九項（二十二条の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）、第五十一条の六、第五十一条の二十四の二第二項、第五十八條第二項、第五十九條第二項若しくは第六十一条の二第一項の確認又は第五十九條第三項の承認を受けようとする者
- 七 第四十三條の三の三十第一項若しくは第四十三條の二十六の二第一項の型式証明又は第四十三條の三の三十一第一項若しくは第四十三條の二十六の三第一項の指定を受けようとする者
- 八 第二十二條の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験又は第四十一條第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者
- 九 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)(抄)

(施設定期検査を受ける使用済燃料貯蔵施設)

第二十四条 法第四十三条の十一第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料(法第四十三条の四第一項の使用済燃料に該当するものに限る。)の受入れ施設、使用済燃料貯蔵設備本体、計測制御系統施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに使用済燃料貯蔵設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(施設定期検査を受ける再処理施設)

第二十八条 法第四十六条の二の三第一項に規定する再処理施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、廃棄施設並びに放射線管理施設並びに再処理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設)

第三十四条 法第五十一条の七第一項の政令で定める第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設は、廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

2 法第五十一条の七第一項の政令で定める廃棄物管理施設は、三・七テラベクレル以上の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理施設とする。

(施設定期検査を受ける特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設)

第三十五条 法第五十一条の十第一項に規定する特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 特定廃棄物埋設施設 廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの

二 特定廃棄物管理施設 廃棄物受入れ施設、廃棄物管理設備本体、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物管理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの

(廃棄物埋設地の譲受け等の許可の申請)

第三十七条 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 廃棄物埋設施設を設置している事業所の名称及び所在地
- 四 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の性状及び量
- 五 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法
- 六 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期

(施設検査等を要する核燃料物質)

第四十一条 法第五十五条の二第一項及び第五十七条第一項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。

- 一 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が一グラム以上のもの。ただし、密封されたものにあつては、プルトニウムの量が四百五十グラム未満のものを除く。
  - 二 三・セテラベクレル以上の使用済燃料
  - 三 ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラム以上のもの
  - 四 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げるウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が同表の下欄に掲げる量以上のもの。ただし、同表の上欄に掲げるウランのいずれもがある場合には、それぞれのウラン二三三の量の同表下欄に掲げる量に対する割合の和が一以上であるものを含む。
- |   |        |
|---|--------|
| 一 ウラン二三三のウラン二三三及びウラン二三三八に対する比率が天然の比率を超え百分の五に達しないウラン | 千二百グラム |
| 二 ウラン二三三のウラン二三三及びウラン二三三八に対する比率が百分の五以上のウラン           | 七百グラム  |
- 五 前二号に掲げるもののほか、六ふつ化ウランであつて、ウランの量が一トン以上のもの
  - 六 前三号に掲げるもののほか、ウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウランの量が三トン以上のもの(液体状のものに限る。)

(核原料物質の使用の届出)

第四十三条 法第五十七条の八第一項及び第三項の規定による届出は、工場又は事業所ごとにしなければならない。

(使用の届出を要しない核原料物質の放射能濃度等の限度)

第四十四条 法第五十七条の八第一項第三号に規定する政令で定める限度は、放射能濃度については、七十四ベクレル毎グラム(固体状の核原料物質にあつては、三百七十ベクレル毎グラム)とし、ウラン又はトリウムの数量については、ウランの量に三を乗じて得られる数量及びトリウムの量を合計した数量で九百グラムとする。

(核原料物質の使用に係る変更の届出)

第四十五条 核原料物質使用者は、法第五十七条の八第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の場所
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由

(届出を受理した場合における通報等)

第六十二条 法第七十一条第六項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 試験研究用等原子炉(船舶に設置する試験研究用等原子炉を除く。)に係る試験研究用等原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理
- 二 研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者による法第四十三条の三の八第三項若しくは第四項又は第四十三条の三の十九第二項の規定による届出の受理
- 三 研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者による法第四十三条の三の八第三項若しくは第四項又は第四十三条の三の十九第二項の規定による届出の受理
- 四 船舶に設置する試験研究用等原子炉(研究開発段階にあるものに限る。)に係る試験研究用等原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理
- 五 船舶に設置する試験研究用等原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)に係る試験研究用等原子炉設置者又は外国原子力船運航者による法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理
- 六 法第六十二条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項又は第五十一条の十三第二項の規定による届出の受理
- 七 法第十二条の六第八項(法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の三十三第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条の二十五第三項において準用する場合を含む。)、又は第十二条の七第九項(法第二十二条の九第五項、第四十三条の三の三十四第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項及び第五十一条の二十六第四項において準用する場合を含む。)、の規定による確認(法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認にあつては、実用発電用原子炉に係るものに限る。)
- 八 法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第九項の規定による確認(研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。)

九、十一 (略)

2 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

- 一 前項第一号に掲げる届出の受理 文部科学大臣
  - 二 前項第二号又は第六号に掲げる届出の受理 経済産業大臣
  - 三 前項第三号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び経済産業大臣
  - 四 前項第四号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び国土交通大臣
  - 五 前項第五号に掲げる届出の受理 国土交通大臣
- 3 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる確認をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

- 一 第一項第七号に掲げる確認 経済産業大臣
- 二 第一項第八号に掲げる確認 文部科学大臣及び経済産業大臣
- 三 第一項第九号に掲げる確認 文部科学大臣
- 四 第一項第十号に掲げる確認 国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）

4 原子力規制委員会は、第一項第十一号に掲げる処分をした場合においては、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

第六十四条 法第七十二条第五項の規定により原子力規制委員会が連絡しなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

一～八 (略)	(略)
九 前号に規定する製錬施設等に係る旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等について法第十二条の七第九項（法第十二条の九第五項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をした場合	国家公安委員会及び海上保安庁長官
十・十一 (略)	(略)
十二 前号に規定する製錬施設等に係る旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等について法第十二条の七第九項（法第十二条の九第五項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をした場合	国家公安委員会
十三・十四 (略)	(略)
十五 その使用し、又は使用しようとする施設が原子力規制委員会が告示で定める施設に該当する	国家公安委員会及び海上保安庁長官

核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者について法第五十七条の八第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合	
十六 核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者であつて前号に規定するもの以外のものについて法第五十七条の八第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合	国家公安委員会

(手数料)

- 第六十五条 法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料(次項に規定する溶接検査に係るものを除く。)の額は、別表第一のとおりとする。
- 2 法第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第五十一条の九第一項若しくは第四項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受けようとする者が法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表第二のとおりとする。

3 (略)

別表第一(第六十五条関係)

番号	手数料を納付すべき者	金額
一(四十二)	(略)	(略)
四十三	法第四十三条の三の三十三第二項又は第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者	百八十四万七千円(電子申請等による場合にあつては、百八十四万四千九百円)
四十四	法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	四十三万六千七百円(電子申請等による場合にあつては、四十三万四千六百円)
四十五	法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第九項の認可を受けようとする者	百五十五万二千九百円(電子申請等による場合にあつては、百五十五万九百円)
四十六(略)	(略)	(略)
六十五	法第五十一条の六第一項の確認を受けようとする者	
六十六	イ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設地であつて、その埋設容量が二百五十立方メートル以下のものに係る確認 ロ (略) ハ 第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設(廃棄物埋設地を除く。)に係る	九十三万三千六百円(電子申請等による場合にあつては、九十三万二千二百円) (略) 四十三万七千七百円(電子申請等による場

八十四 九十	(略)	(略)
八十三	法第五十七條の六第三項において準用する法第十二條の六第三項又は法第五十七條の七第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者 法第五十七條の六第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第五十七條の七第四項において準用する法第十二條の七第九項の認可を受けようとする者	十二万二千元（電子申請等による場合に あつては、十二万七百元）
八十二	法第五十七條の六第三項において準用する法第十二條の六第三項又は法第五十七條の七第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者	一万九千三百円（電子申請等による場合に あつては、一万八千円）
八十一 八十	法第五十七條の六第二項又は第五十七條の七第二項の認可を受けようとする者	五万八千三百円（電子申請等による場合に あつては、五万六千九百円）
七十	イ 特定廃棄物埋設施設の性能に関する施設定期検査 ロ (略)	二百五十二万二千二百円（電子申請等による 場合にあつては、二百五十二万八千 円）
六十九	イ 特定廃棄物埋設施設の工事及び性能に関する使用前検査 ロ (略)	百六十二万六千二百円（電子申請等による 場合にあつては、百六十二万四千九百 円）
六十八	イ 特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法の認可 ロ (略)	四十一万四千二百円（電子申請等による 場合にあつては、四十一万二千九百円）
六十七	ニ（略）	合にあつては、四十三万四百万円 (略)

別表第二(第六十五条関係)

番号	溶接検査を受けようとする物	金額
一	<p>法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物(次の項から六の項までに掲げるものを除く。)</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設又は使用施設等に属する容器のうち、使用済燃料を溶解した液体を内包するもの、プルトニウムの放射能濃度が三十七キロボケレル毎立方センチメートル以上の液体を内包するもの若しくは使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であつて放射性物質の濃度が三十七メガベケレル毎立方センチメートル以上のものを内包するもの又はこれらの容器の排気処理系統に属する容器であつてプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベケレル毎立方センチメートル以上の気体若しくは放射性物質の濃度が三十七ベケレル毎立方センチメートル以上の気体を内包するもの(三三)に掲げるものを除く。)</p> <p>(五)～(九) (略)</p> <p>(十) 加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設又は使用施設等に属する管のうち、使用済燃料を溶解した液体を内包するもの、プルトニウムの放射能濃度が三十七キロボケレル毎立方センチメートル以上の液体を内包するもの若しくは使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であつて放射性物質の濃度が三十七メガベケレル毎立方センチメートル以上のものを内包するもの又はこれらの液体を内包する容器の排気処理系統に属する管であつてプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベケレル毎立方センチメートル以上の気体若しくは放射性物質の濃度が三十七ベケレル毎立方センチメートル以上の気体を内包するもの(一九)に掲げるものを除く。)</p> <p>(十一) (略)</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) の額の二倍の額</p> <p>(八) (略)</p> <p>(八) の額にその半額を加えた額</p>
二～六	(略)	(略)



○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第四百八十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「原子力発電施設等」とは、原子力発電施設で政令で定める者が設置するもの及び原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものをいう。

○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第五百号）（抄）

（原子力発電と密接な関連を有する施設）

第二条 法第二条の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいい、前条に規定する者が設置するものに限る。次号及び第三号において同じ。）に燃料として使用される核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。第三号において同じ。）の加工施設（原子炉等規制法第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。）

二 実用発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供する原子炉（機構が設置するものに限る。）及び高速増殖炉（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいい、発電の用に供するものを除き、機構が設置するものに限る。）

三 実用発電用原子炉に燃料として使用された核燃料物質の貯蔵施設（原子炉等規制法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設をいう。）

四 発電用原子炉（原子炉等規制法第五条第五項に規定する発電用原子炉をいい、前条に規定する者が設置するものに限る。）及び第二号に掲げる施設に燃料として使用された核燃料物質（第六号において「使用済燃料」という。）の再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）

五 原子力発電施設（前条に規定する者が設置するものに限る。次号及び次条において同じ。）又は前各号、次号若しくは第七号に掲げる施設から生ずる放射性廃棄物の廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設（原子炉等規制法第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設をいう。）

六 使用済燃料の貯蔵及び再処理に際して行う試験検査の用に供する施設（原子力発電施設又は第二号から前号までに掲げる施設に付随するものを除く。）

七 第二号に定めるもののほか、原子力発電による電気の安定供給に寄与する原子力の研究及び開発の用に供する施設（機構が設置するものに限る。）であって、内閣府令・文部科学省令・経済産業省令で定めるもの

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（抄）

（危険物質等に係る武力攻撃災害の防止）

第百三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの（以下この条及び第百七条において「危険物質等」という。）に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、この法律その他法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 4 （略）

5 前各項の規定は、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するときについて準用する。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（危険物質等）

第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）

二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）

三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第一項の火薬類

四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四十四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）

五 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第六十四条第一項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）

六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の八第一項第三号に規定する核原料物質を除く。）

七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及び同法第一条に規定する放射性汚染物（同法第三十二条に規定する許可届出使用者等（同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版売業者、届出貨貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）

八 医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）

九 電気事業法第三十八条第三項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第二条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）

十 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定する生物剤及び同条第二項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）

十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第二条第一項の毒性物質（同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項から第三項まで（同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は同法第二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第一百五十五号）（抄）

（業務の範囲）

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に掲げる業務にあつては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第七十六号）第十六条第一号に掲げる業務に属するものを除く。）を行う。

一〜四 （略）

五 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）第五十六条第一項及び第二項に規定する原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。）を行うこと。

イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物（附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により機構が承継した放射性廃棄物（以下「承継放射性廃棄物」という。）を含む。）及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物（実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第二十八条第一項第四号口において同じ。）及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したものを除く。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「埋設処分」という。）

ロ （略）

六〜十 （略）

2・3 （略）

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（抄）

（法第十七条第一項第五号イに規定する政令で定める施設）

第七条 法第十七条第一項第五号イに規定する原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 実用発電用原子炉（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下この条において同じ。）に燃料として使用される核燃料物質の加工施設（原子炉等規制法第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。第十九条において同じ。）で文部科学省令・経済産業省令で定めるもの
- 二 実用発電用原子炉に燃料として使用された核燃料物質の使用済燃料貯蔵施設（原子炉等規制法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設をいう。）
- 三 実用発電用原子炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）
- 四 実用発電用原子炉及びその附属施設又は前三号に掲げる施設から発生した放射性廃棄物の廃棄物管理施設（原子炉等規制法第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物管理施設をいう。）

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（抄）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、法の規定（法第四十三条の三の八第一項（法第四十三条の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三条の三の九から第四十三条の三の十六まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）、第四十三条の三の二十四、第四十三条の三の二十七並びに第四十三条の三の二十九（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、法第四十三条の三の九第三項第一号の規定の適用については、同号中「又は同条第三項」とあるのは、「、同条第三項」と、「届け出たところ」とあるのは「届け出たところ又は第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可を受けたところ」とする。